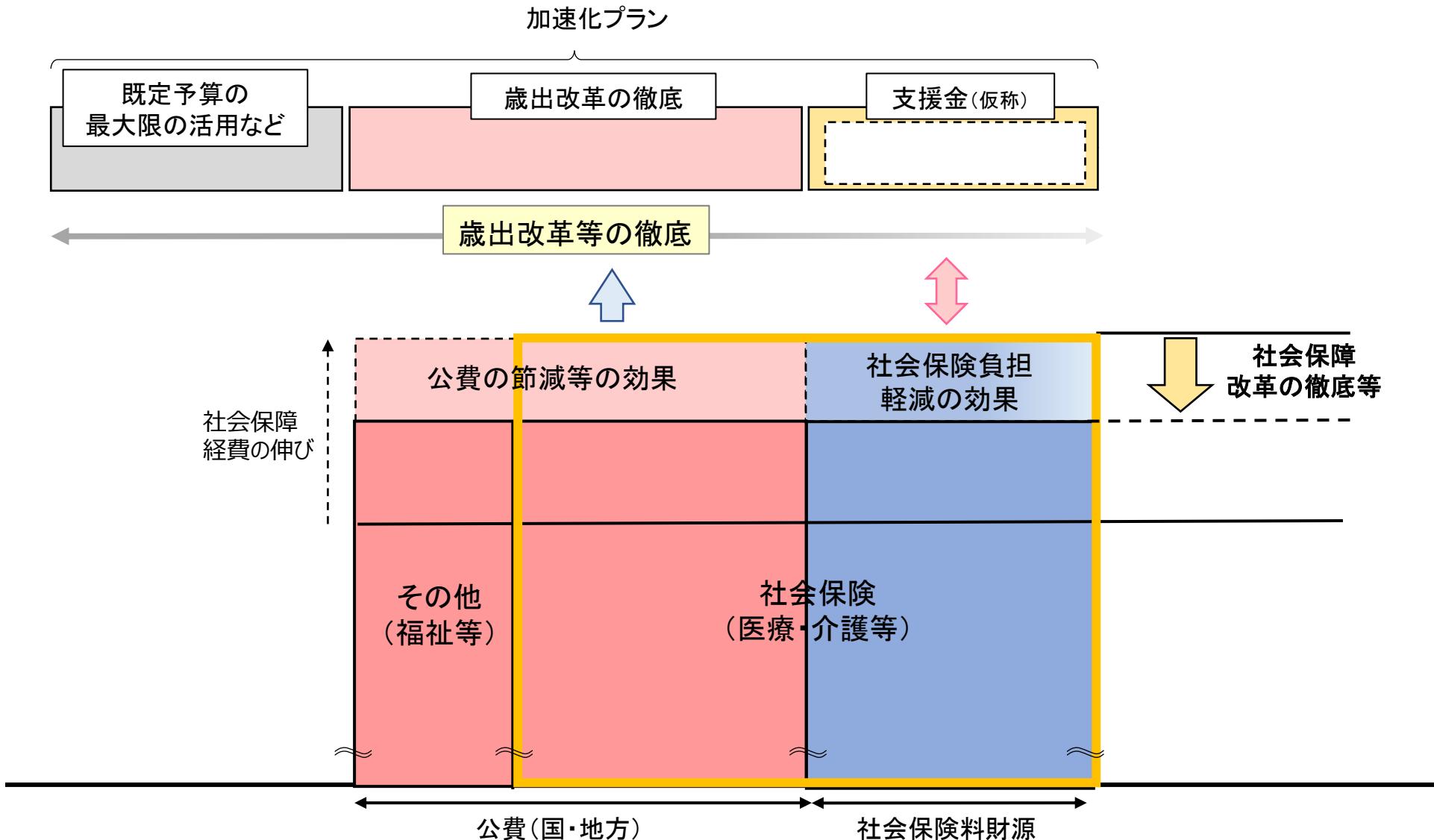


参考資料	第2回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会
1	令和5年12月11日

# 参 考 資 料

# 子ども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

令和5年10月2日第7回こども未来  
戦略会議資料3-1



## 現行事業の概要

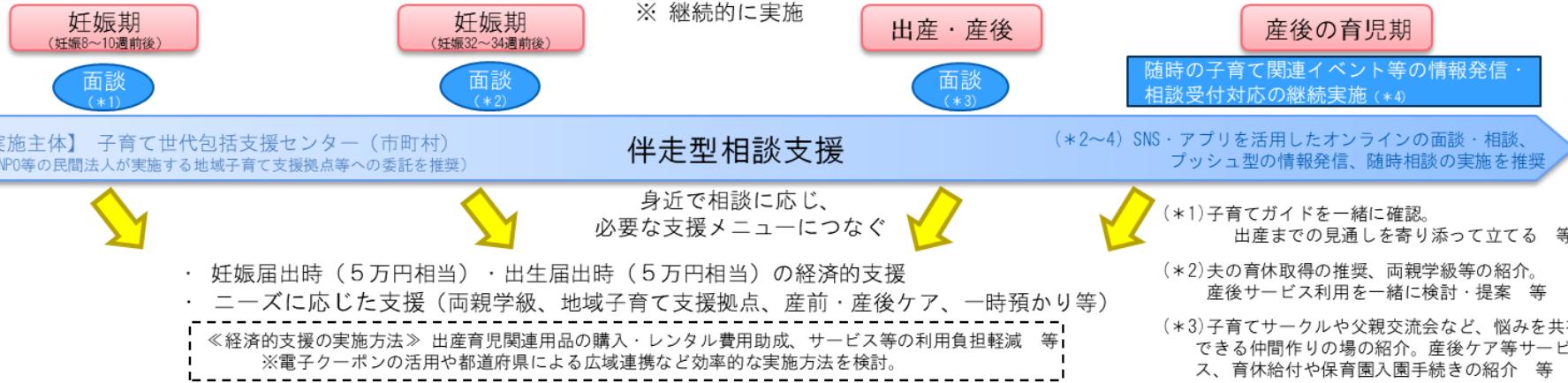
### 1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

#### 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



## 検討・見直しの方向性

- ・令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
- ・妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

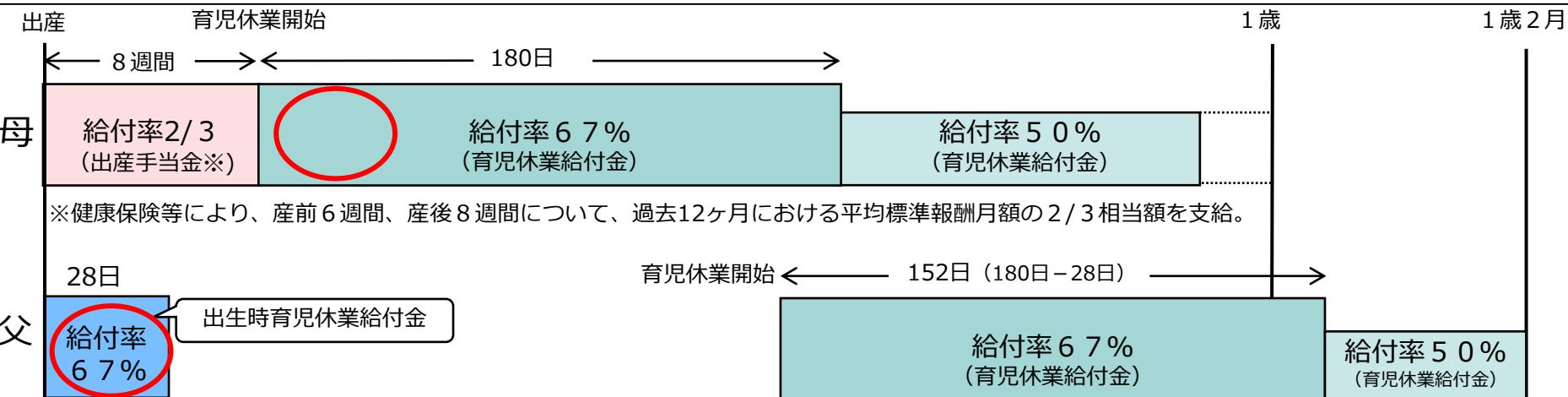
# 育児休業の取得促進（産後の一定期間の育児休業給付の給付率を手取り10割に）

## 育児期の柔軟な働き方の推進（育児時短就業給付（仮称）を創設）

令和5年10月2日第7回こども未来戦略会議資料3-2

### 現行制度の概要

- 育児休業給付は、被保険者期間等の要件を満たす雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合、原則として子が1歳になるまでの間、休業開始から通算180日までは休業前賃金日額の67%（※）（180日経過後は50%）が支給される。  
※ 給付が非課税であること及び育児休業期間中の社会保険料免除を加味すると、休業前の手取り賃金の実質8割相当。
- 現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度はない。



### 検討・見直しの方向性

#### <育児休業の取得促進（産後の一定期間の育児休業給付の給付率を手取り10割に）>

- いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、8割程度（手取りで10割相当）へと引き上げる。
- 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得について28日間（産後パパ育休期間と同じ期間）を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。

#### <育児期の柔軟な働き方の推進（育児時短就業給付（仮称）を創設）>

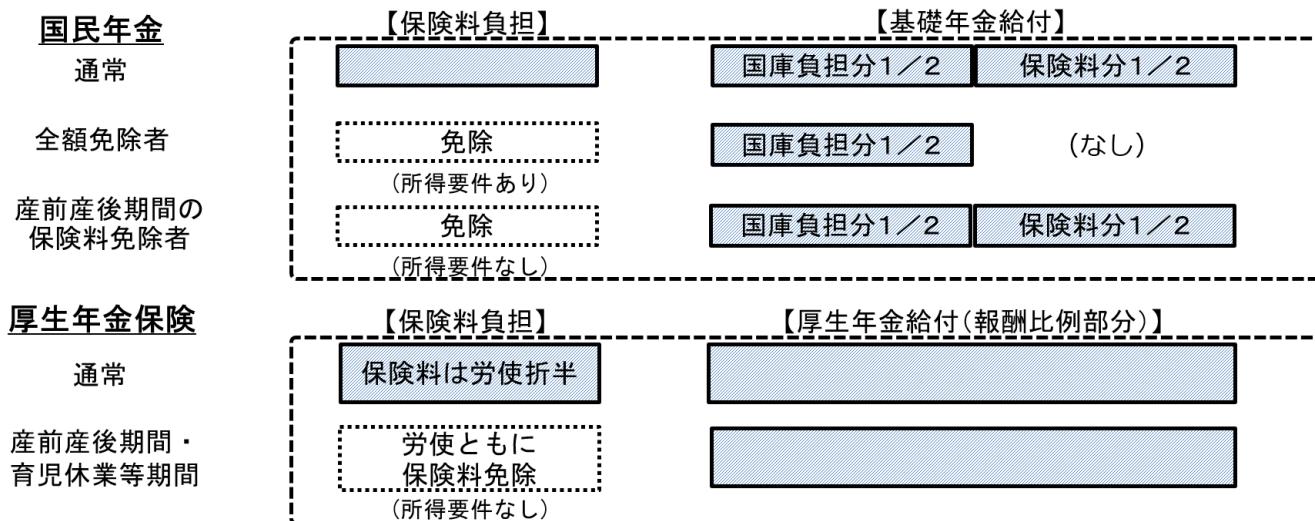
- 柔軟な働き方として、男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付（「育児時短就業給付（仮称）」）を創設する。給付水準については、男女ともに、時短勤務を活用した育児とキャリア形成の両立を支援するとの考え方を立てる、引き続き、具体的な検討を進め、2025年度からの実施を目指す。その際には、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、留意する。

# 自営業やフリーランス等の方々の育児期間の国民年金保険料の免除

令和5年10月2日第7回こども未来戦略会議資料3-2

## 現行制度の概要

- 多様な働き方と子育ての両立支援が求められる中、自営業・フリーランス等については、育児のため休業したとしても、育児休業給付が受けられない状態にある。
- 国民年金では、第1号被保険者の産前産後期間（出産予定日の前月から4か月間）の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金が保障されている（※1）。  
(※1) 令和3年度末現在、産前産後期間の保険料免除を受けている方の数は、9,186人。
- 厚生年金保険では、産前産後期間・育児休業等期間（最長3歳まで）（※2）の労使の保険料を免除し、免除期間は休業前の給与水準に応じた給付が保障されている（※3）。  
(※2) 育児・介護休業法等に基づく、①子が1歳（保育所に入所できないなどの場合は、最長2歳）に達するまでの育児休業の期間、または、②子が3歳に達するまでの育児休業の制度に準ずる措置による休業の期間  
(※3) 令和3年度末現在、産前産後休業及び育児休業等による保険料免除を受けている方の数は、469,331人（男性14,523人、女性454,808人）。



（参考）令和2年年金改正法の附則の検討規定（第4項は衆議院における修正により追加）

（検討）

第二条

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、**国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。**

## 検討・見直しの方向性

- ・自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、免除期間や給付水準等の具体的な制度設計の検討を早急に進め、2026年度までの実施を目指す。

# 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

令和5年10月2日第7回こども未来戦略会議資料3-2

## 検討・見直しの方向性

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～  
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

#### (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

## 〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

### 現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
  - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上） 等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要

### こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
- ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

# 児童手当の拡充

令和5年10月2日第7回こども未来  
戦略会議資料 3-2

## 現行制度の概要

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1,591万人 (令和3年度年報(令和4年2月末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外																																								
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>0~3歳未満 一律15,000円</li> <li>3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円)</li> <li>中学生 一律10,000円</li> <li>所得制限以上 一律 5,000円(当分の間の特例給付)</li> </ul>	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>																																								
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																																								
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																																								
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳~3歳未満</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>8/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳~中学校修了前</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	地方	国	地方	0歳~3歳未満	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10	3歳~中学校修了前	2/3	2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10		2/3	2/3	1/3	2/3	1/3			2/3	2/3	1/3	2/3	1/3				
	被用者		非被用者		公務員																																						
	事業主	国	地方	国		地方																																					
0歳~3歳未満	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																					
3歳~中学校修了前	2/3	2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																					
	2/3	2/3	1/3	2/3	1/3																																						
	2/3	2/3	1/3	2/3	1/3																																						

## 検討・見直しの方向性

- 次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
- 児童手当の多子加算については、子ども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、子ども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。
- これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

# 各社会保険制度の比較

	医療保険	公的年金	介護保険
保険の体系と保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険（市町村国保・国保組合）</li> <li>被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合）</li> <li>後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金（政府）</li> <li>厚生年金保険（政府）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険（市町村及び特別区）</li> </ul>
被保険者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者等を除くすべての者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上60歳未満の者であって厚生年金保険の被保険者・その配偶者を除く（第1号被保険者）</li> <li>厚生年金保険適用事業所に使用される70歳未満の者（第2号被保険者）</li> <li>第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の者（第1号被保険者）</li> <li>40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）</li> </ul>
加入者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>約12,475万人（R2.3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約6,729万人（任意加入含む。R4.3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7,774万人（第1号被保険者3,589万人（R4.3）、第2号被保険者4,185万人。（R3年度平均））</li> </ul>

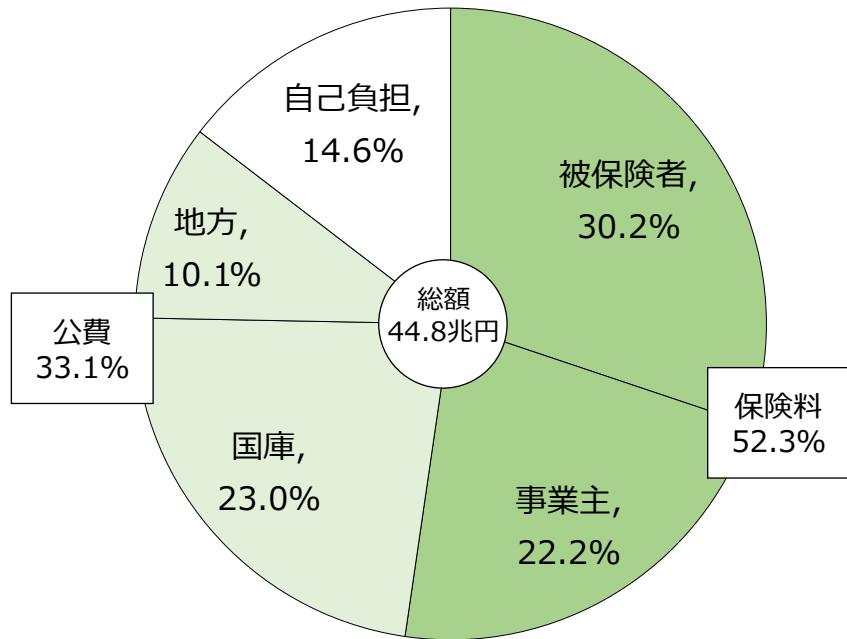
※ その他一般に社会保険制度としては、雇用保険（被保険者：適用事業所に雇用される労働者（31日以上雇用継続見込み、週所定労働時間20時間以上）、被保険者数：約4,444万人（R4.3））、労働者災害補償保険（適用労働者：適用事業所に使用される労働者、適用労働者数：約6,068万人（R3年度末現在））がある。

（加入者数の出典）厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和2年度の医療費等の状況～」、「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」、「令和3年度介護保険事業状況報告（年報）」、「第2号被保険者にかかる介護保険料について」、令和3年度「雇用保険事業年報」、令和3年度「労働者災害補償保険事業年報」

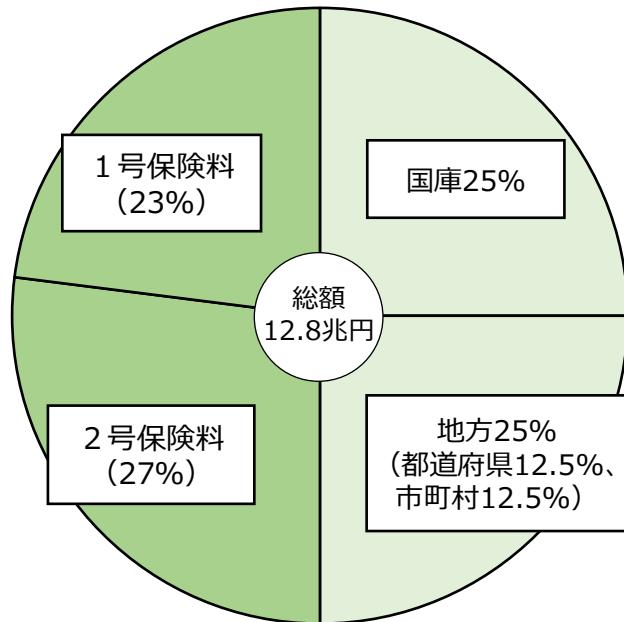
# 医療保険制度、介護保険制度の財源構成について

- 我が国の医療保険制度、介護保険制度の財源構成については、以下のとおり。

日本の医療保険における医療費の負担構造（財源別）  
(令和5年度予算ベース)



日本の介護給付費の負担構造（財源別）  
(令和5年度予算ベース)

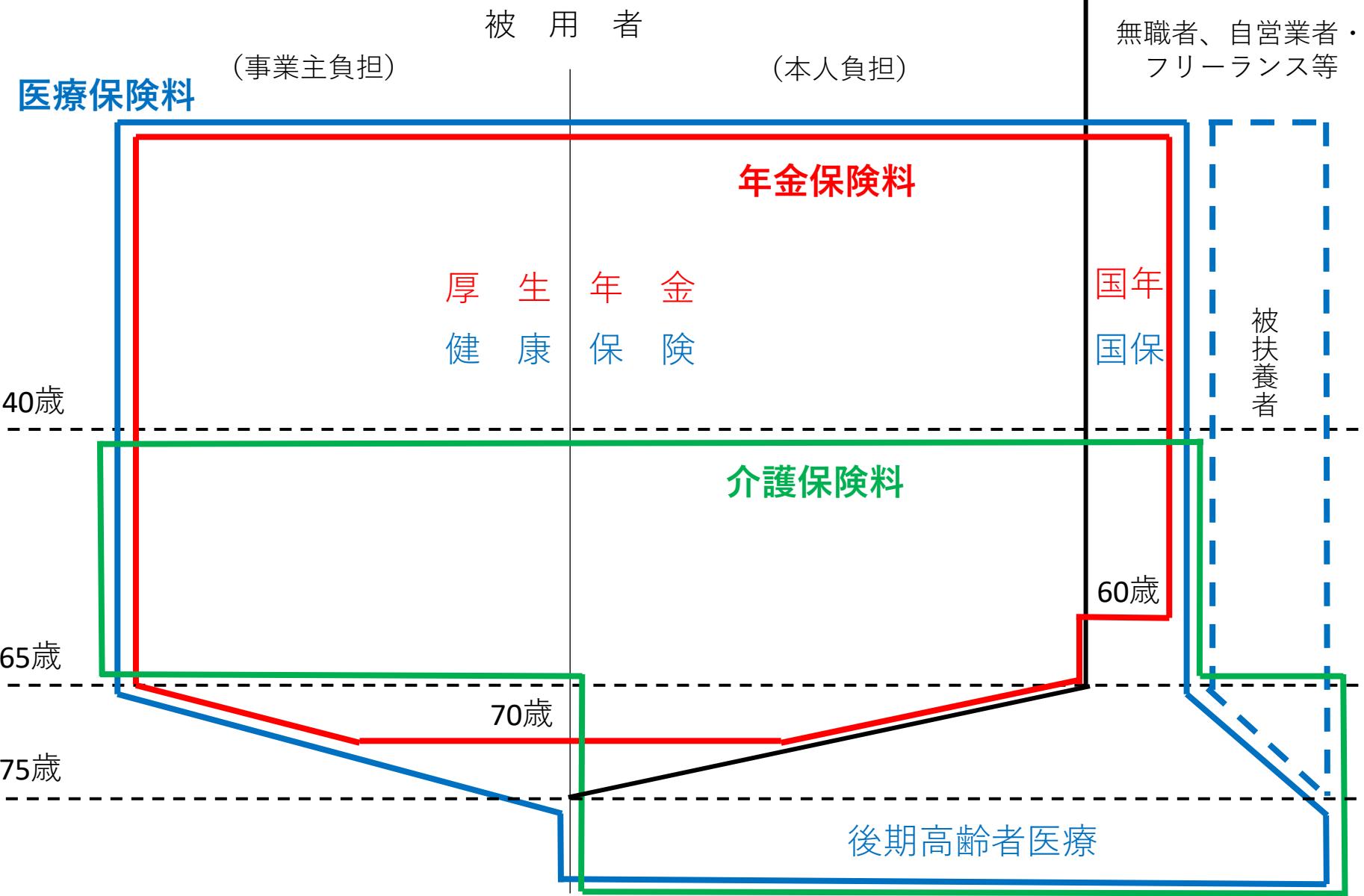


※利用者負担（1割、2割、3割）は約1.0兆円

※1号保険料・2号保険料の負担割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに人口で按分

# 社会保険料の保険料負担の賦課対象

令和5年5月11日財政制度分科会  
資料2（一部修正）



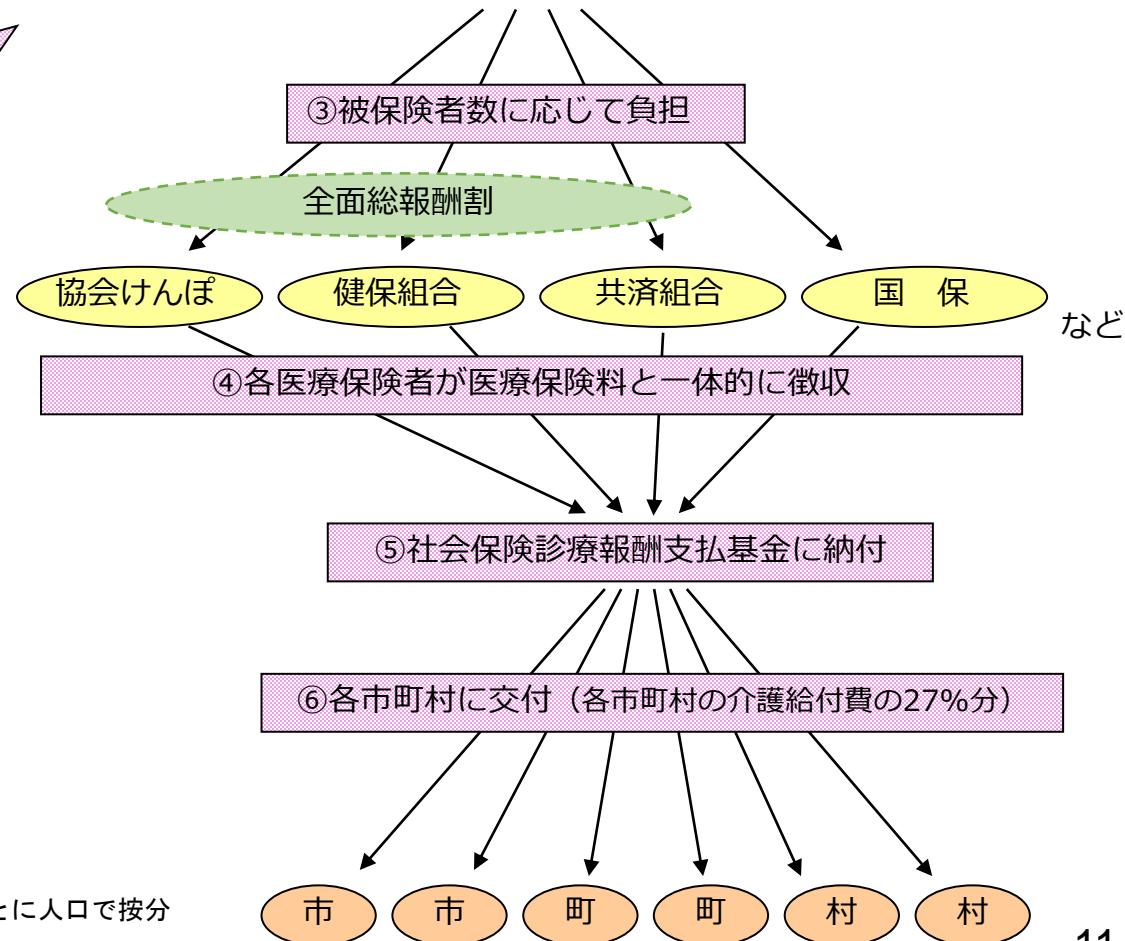
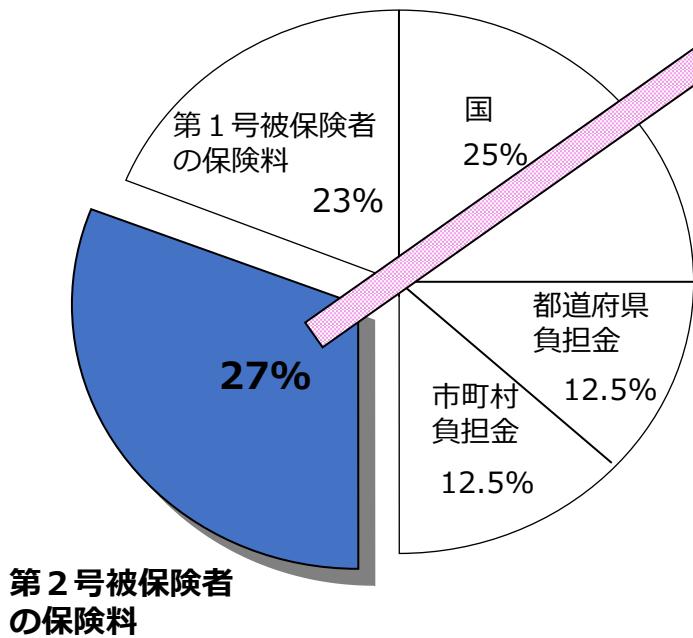
# 介護納付金の仕組み

- 40~64歳（第2号被保険者）については、介護保険関係法令に基づき計算される納付金額を元に、各医療保険者が保険料を徴収。
- 全国ベースで計算した第2号被保険者一人あたりの負担額について、被用者保険と国民健康保険の間は加入者数に応じて、被用者保険者間は総報酬に応じて、各医療保険者が納付金として一括して納付。

①第2号被保険者（40~64歳）は給付費の27%を負担

②第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算

(介護給付費の27% ÷ 第2号被保険者数 = 第2号被保険者1人当たり保険料額)



※ 1号保険料・2号保険料の負担割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに人口で按分

# 事業主拠出金（子ども・子育て拠出金）について

- 子ども・子育て支援法に基づき、以下の事業に要する費用に充てるため、政府は事業主から拠出金を徴収。
  - ①児童手当の支給（0歳～3歳未満の被用者分）
  - ②地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、延長保育事業、病児保育事業）
  - ③仕事・子育て両立支援事業
  - ④保育の運営費（0～2歳児相当分）

（参考）事業主拠出金率：0.36%（令和2年4月～）

拠出金率の上限：0.45%

## 【徴収の流れ】

事業主拠出金は厚生年金保険料、健康保険料等とともに事業主から徴収。



## ■子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用）に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（同項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
- 二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの
- 2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

## （拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限

る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものとの除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

- 2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定期額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第一項の規定により国が負担する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）、同条第三項の規定により国が交付する額及び児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の四・五以内において、政令で定める。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

## ■子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年六月十三日政令第二百十三号）

（法第七十条第二項の政令で定める拠出金率）

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の三・六とする。

# 後期高齢者支援金の仕組み

- 高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上の方の医療費（保険給付）について、現役世代からの支援金で約4割を賄っている。

## 【後期高齢者医療制度の医療費の負担の仕組み】



※上記のほか、保険料軽減措置や高額医療費の支援等の公費 0.6兆円  
※数値は令和5年度予算案ベース



加入者一人当たり負担額  
(後期高齢者交付金総額 ÷ 加入者総数)

加入者割

国民健康保険

被用者保険

全面総報酬割

健保組合

協会けんぽ

共済組合

後期高齢者支援金

【国民健康保険】 = 加入者一人当たり単価 × 当該保険者の加入者数

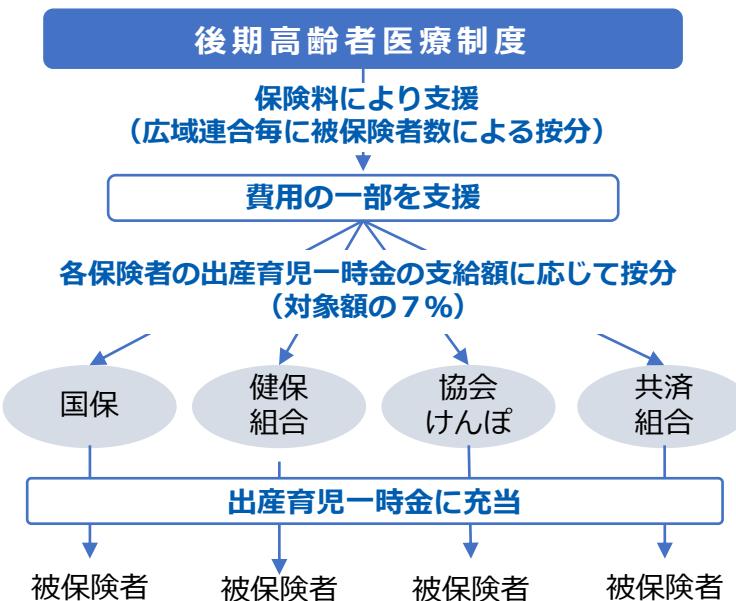
【被用者保険】 = 総報酬割負担率 × 当該保険者の標準報酬総額

※総報酬割負担率 = 全ての被用者保険者の負担額 ÷ 全ての被用者保険者の総報酬額

# 出産育児支援金の仕組み

- 今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化については、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況。**少子化を克服し、子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み**を導入。
- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入するに当たり、**現行の現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、後期高齢者医療制度の支援割合を対象額の7%と設定**。

## イメージ



### ■ 導入時点（令和6年度）

- 現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じて、現役保険者・後期高齢者医療制度で出産育児一時金を按分。  
→ 後期高齢者医療の所要保険料（1.7兆円）  
 $\div$ 全医療保険制度計の所要保険料（24.4兆円） = 7%

<令和6年度の所要保険料（推計）>

全医療保険制度計	うち後期
24.4兆円	1.7兆円

※ 令和4年度予算ベースを足下として、令和6年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

※ 後期高齢者医療制度は、**高齢者医療を社会全体で支えるという観点**に立って平成20年4月に創設。

制度創設前は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費について、高齢者世代も負担。

（参考）老人保健制度（高齢者医療制度創設前）

75歳以上の高齢者は国保・被用者保険に加入し、各々に保険料を納付しつつ、市町村が運営する老人保健制度から給付を受ける仕組み。

※ 次期の後期高齢者医療の保険料率改定（2年毎）のタイミングである令和6年4月から導入（出産育児一時金の引き上げは令和5年4月～）。

※ 高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の負担額は1/2とする。

# 健康保険の保険料について

健康保険の保険料は、毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)に保険料率をかけて計算する。

また、保険料は、事業主と被保険者とが半分ずつ負担する。

保険料額	保険料額の計算方法	
毎月の保険料額	標準報酬月額	× 保険料率
賞与の保険料額	標準賞与額	× 保険料率

## 標準報酬月額

(一般的に) 4・5・6月の給与を平均し、標準報酬月額等級に当てはめる

健康保険：1等級（58,000円）～50等級（1,390,000円）

## 標準賞与額

賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

〔標準賞与額の上限〕

健康保険：年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）

## 保険料率

健康保険：10.00 %（協会けんぽの平均）

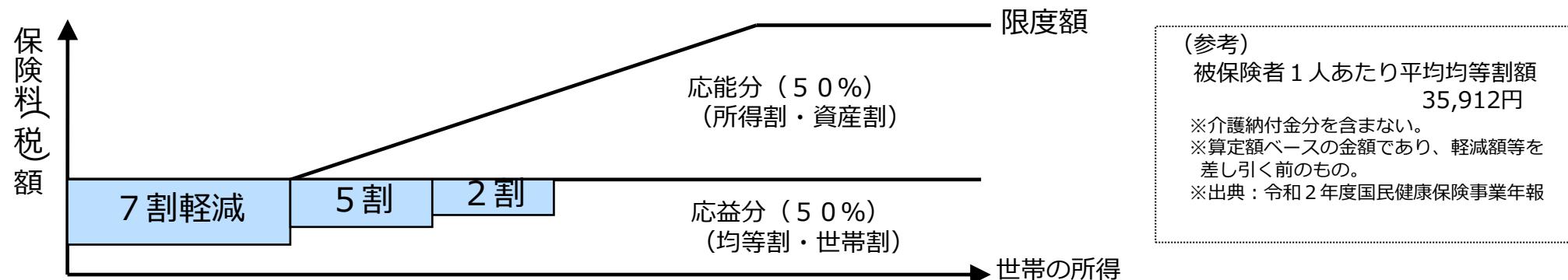
# 国保保険料の賦課方法について

- 保険料の賦課方法については、以下の表のとおり、受益に応じた応益割と負担能力に応じた応能割があり、応益割・応能割それぞれに2種類の賦課方法がある。
- 実際の賦課においては、各市町村の判断により、2方式(所得割・均等割)、3方式(所得割・均等割・平等割)、4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)のいずれかをとる。

	種類	賦課の方法
応益割	均等割	世帯に属する被保険者数に応じて賦課（子どもを含む）
	平等割	世帯ごとに賦課
応能割	所得割	世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課
	資産割	世帯に属する被保険者の固定資産税額に応じて賦課

# 国民健康保険料（税）について

- 市町村（保険者）は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料（税）により賄うこととされている。
- 保険料（税）については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割、世帯割）から構成される。
- 世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。

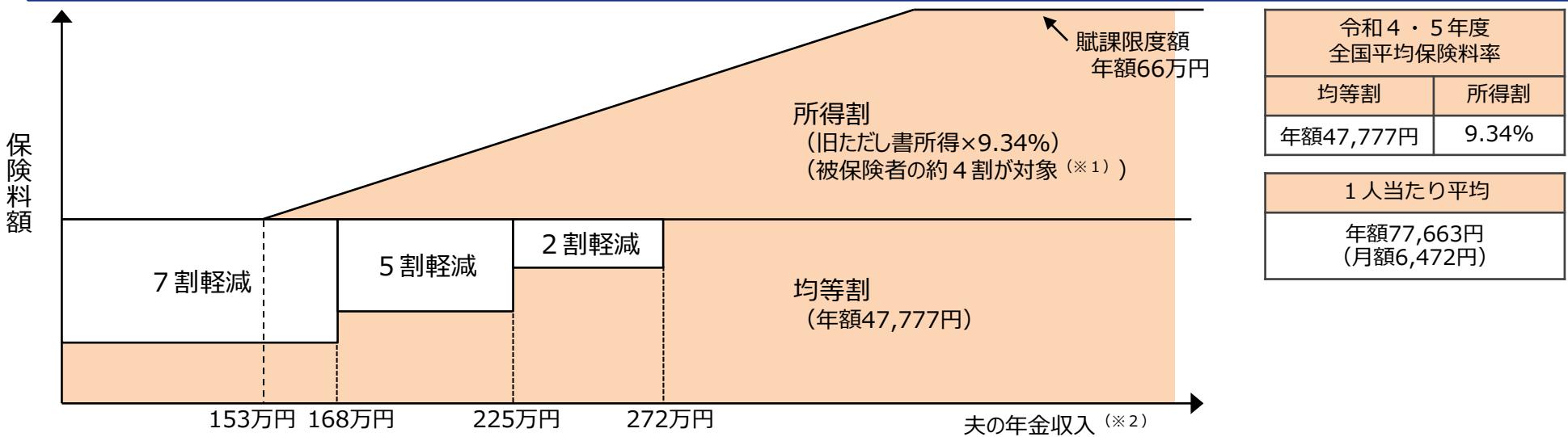


減額割合	対象者の要件（令和 5 年度） (例：3人世帯（夫婦40歳、子 1 人）夫の給与収入のみの場合)	世帯数	被保険者数	
			割合	割合
7割	43万円以下 (給与収入 98万円以下)	526万	29.4%	674万 30.0%
5割	43万円 + (被保険者数) × 29万円以下 (給与収入 197万円以下)	247万	13.8%	427万 16.4%
2割	43万円 + (被保険者数) × 53.5万円以下 (給与収入 302万円以下)	191万	10.7%	333万 12.8%
※世帯の給与・年金所得者が 2 人以上の場合は、43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)		全世帯	1,791万	100% 2,597万 100%

※出典：令和 3 年度国民健康保険実態調査報告

# 後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（2年ごとに保険料率を改定）。
- 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
- ①均等割の総額と②所得割の総額の比率は、1 : 1。
- 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割／5割／2割を軽減。
- 元被扶養者（※）については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減。②所得割は賦課されない。  
※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者



均等割の 軽減割合	対象者の所得要件 (令和5年度)	年金収入額の例		被保険者に 占める割合
		夫婦2人世帯（※2）	単身世帯	
7割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下	41.5%
5割軽減	43万円（※3）+ 29万円×（被保険者数）以下	226万円以下	197万円以下	11.7%
2割軽減	43万円（※3）+ 53.5万円×（被保険者数）以下	275万円以下	221.5万円以下	11.2%

（※1） 令和3年度は被保険者の38.9%（令和3年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告）

（※2） 夫婦二人世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

（※3） 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）